

美旗市民センターロビーほか空調設備改修工事

図 面 リ ス ト					
No.	図 面 名 称	No.	図 面 名 称	No.	図 面 名 称
A-00	表紙・図面リスト	E-01	特記仕様書	M-01	特記仕様書
A-01	改修工事特記仕様書 1	E-02	1 階平面図（空調電源設備）	M-02	機器表
A-02	改修工事特記仕様書 2	E-03	2 階平面図（空調電源設備）	M-03	1 階平面図（空調設備）
A-03	配置図	E-04	P H 階平面図（空調電源設備）	M-04	2 階平面図（空調設備）
A-04	1 階平面図			M-05	P H 階平面図（空調設備）
A-05	2 階平面図			M-06	既設 1 階平面図（空調設備）
A-06	P H 階平面図			M-07	既設 2 階平面図（空調設備）
A-07	断面図			M-08	既設 P H 階平面図（空調設備）



特 記	工事名 美旗市民センターロビーほか空調設備改修工事			 白鳳アーキテック 株式会社	1級建築士事務所 登録（三重1ー1987号） 〒518ー0775 三重県名張市希央台5番町109番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認			管理建築士 1級 256630号 萱室 敬司	印 
	図名 表紙・図面リスト	縮尺 －	図面番号 Aー00							
						図面提出日	2024／07／31			

改修工事特記仕様書

- I. 工事名称 美旗市民センターロビーほか空調設備改修工事
- II. 工事概要
- 1 工事場所 三重県名張市美旗町南西原2-2-9番地の3
- 2 敷地面積 323.5、3.5㎡
- 3 工事内容
- 機名称 市民センター棟
- 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階＋P.H階
- 建築面積 744.、17㎡
- 延べ面積 1649.、83㎡
- 工事項目 改修工事
- III. 建築改修工事仕様
- 1 共通仕様
- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。
- 2 特記仕様
- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
- (3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修標準仕様書の該当項目等を示す。

項 目		特 記 事 項																															
1 一般共通事項	① 適用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（最新年版） 2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（最新年版）																															
	② 施工条件 (1.3.5)	○ 監督員と協議し決定する。 施工可能日 ・ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯 ・ 指定なし ・ 時 ～ 時 概成工期 ・ 指定なし ・ 年 月 日 ・ 工事着手は住民説明会（受注者も出席のこと）開催後とする。																															
	3 部分引渡し、 部分使用	・ 部分引き渡しあり ・ 部分使用あり 指定部分（ ） 時 期（平成 年 月 日～ ）																															
	4 埋蔵文化財調査	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・ 発掘調査等の実施あり ・ 発見された場合、発掘調査等の実施あり																															
	⑤ 発生材の処理等 (1.3.12)	○ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法																															
	⑥ 建設副産物情報 交換システムの 利用	<table border="1"><thead><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>造成等</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・基礎ぐい</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>上部構造部分・外装</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>建築設備・内装等</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他 ()</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr></tbody></table> ・ 引き渡しを要するもの ・ 有（ ） ・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有（ ） 処理方法（ ） ・ 現場において再利用を図るもの（ ） ・ 再資源化を図るもの ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 ○ 成形板等の解体・除去にあつては、事前に石積倉庫に係る施工調査を行う。倉庫が明瞭した等の場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用										
	工程	作業の有無	分別解体等の方法																														
	造成等	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																														
	基礎・基礎ぐい	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																														
	上部構造部分・外装	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																														
屋根	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																															
建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																															
その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																															
7 三重県産業廃棄物 税	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が100万円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用促進計画書（案書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。																																
⑧ 電気保安技術者 (1.3.3)	配置する																																
⑨ 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。																																
⑩ 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による																																
11 損表のための 破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ）																																
⑫ 建築材料等	1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」（最新版）（以下「評価名簿」という。）と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあつては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。 3) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。 4) 本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあか材認証機構が認証する「あか材」の優先利用に努めること。 5) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放数量等は、F☆☆☆☆以上とする。 6) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名：) 7) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 認定製品の品名： ・ 間伐材製工事用バリエード ・ 間伐材工事用看板 ・ 間伐材標示板 ・ （ ）																																
13 化学物質の濃 度測定 (1.6.9)	測定対象化学物質（●で示したものとする。） <table border="1"><thead><tr><th>適用</th><th>施設用途</th><th>ホルムアルデヒド</th><th>トルエン</th><th>キシレン</th><th>エチルベンゼン</th><th>スチレン</th><th>パラジクロロベン</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>学校、教育施設</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td></td><td>住宅</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr></tbody></table> 測定対象室及び測定箇所数 ・ 図示（図面番号： ） ・ （ ） 測定方法（ ・ バッソフ法 ・ アクティブ法） 測定時期 ・ （ ） 報告書提出回数	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベン		学校、教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●	●		その他	●	●	●	●	●	●
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベン																										
	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●																										
	住宅	●	●	●	●	●	●																										
	その他	●	●	●	●	●	●																										
⑭ 特別な材料の 工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。																																
⑮ 騒音・振動の 防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																																
⑯ 工事写真 (1.2.4)	宮縄工事写真撮影要領（国土交通省大臣官庁官庁営繕部（最新版））に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小微板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小微板情報電子化について（平成29年3月1日付付図整第211号）」による。																																

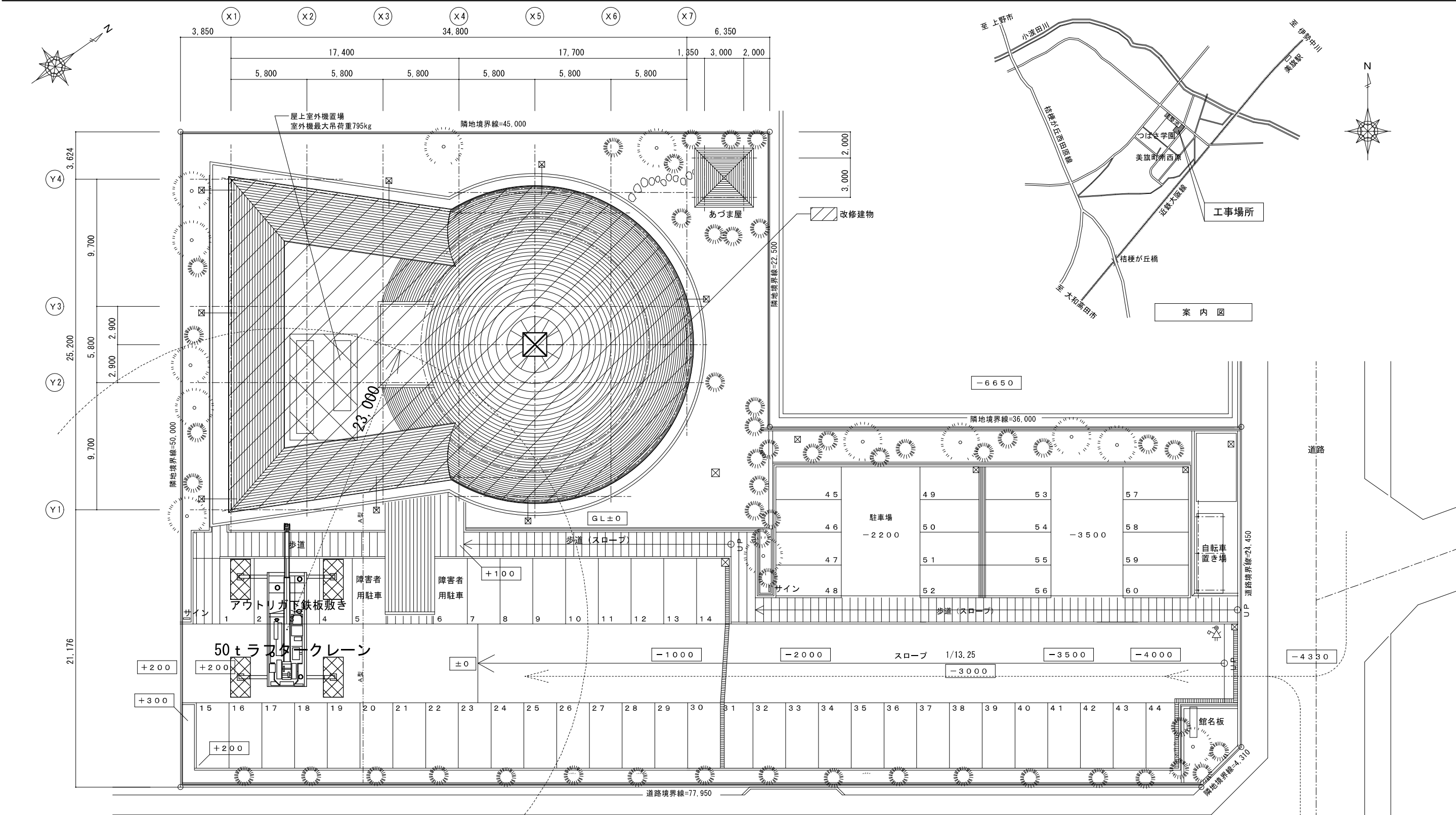
17	完成図等 (1.8.2)	作成する（ ☒ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ （ ）） 完成図作図範囲（配管図、平面図、断面図等） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかからず付図第211号）による。																																			
	完成写真	デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。（A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部 箇所数は外観4箇所±2程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・ アルバム（大きさ335mm×290mm程度、カラー） 1部																																			
	電子納品	工事写真は、「宮縄工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編）」等に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数 ・ 3部 ・ 部） 工事完成図等は、「宮縄工事に係る電子納品マニュアル（工事完成図書編）」に基づき電子媒体も提出すること。 （提出部数 ・ 3部 ・ 部） 施工範囲																																			
	設備工事との 取合い	☒ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ☒ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ 施工図 ☒ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。																																			
	既存部分等へ の配置 (1.3.13)	工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は償填した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて修繕する。																																			
	事故の発生時	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。																																			
	市内企業 優先使用	本工事中において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。																																			
	総合評価方式	本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について																																			
	不当介入を受 けた場合の措置	1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに関係機関に通報を行うとともに、検査上必要な協力を行うこと。 2) 1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、検査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。																																			
	26	消防法関係の 手続き	1) 消火器に係る消防設備等設置届出書の作成 ・ 本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。																																		
27	主任技術者又は 監理技術者	1) 技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。 2) 専任を要しない期間 (1) 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 (2) 検査終了後の期間 検査完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。																																			
	労働安全衛生 法に基づく労働 災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。																																			
2 仮 設 工 事	1 騒音・粉じん等 の対策 (2.1.3)	・ 防音パネル 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ） ・ 防音シート 設置範囲 ・ 図示（図面番号： ）																																			
	② 足場 (2.2.1)	足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり設置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。 外部足場 ・ 設置する（設置範囲 ・ 工事に必要な範囲 ・ ） ・ 設置しない 防護シート ・ 設置する（設置範囲 ・ 工事に必要な範囲 ・ ） ・ 設置しない 内部足場 ○ 設置する（ ☒ 脚立 ） ・ 設置しない																																			
	(表2.2.1)	材料、除去材等の運搬方法 種類（ ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ） C種：利用可能なエレベーター（ ） D種：利用可能な階段（ ）																																			
	3 既存部分の養生 (2.3.1)	既存部分の養生 ・ 図示（図面番号： ） 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法（ 取外し・復旧 ） 保管場所 ・ 構内既存施設内 ・ （ ） 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ・ 行わない																																			
	4 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	屋内の仮設間仕切り ・ A種 ・ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・ （ ） せっこうボード 厚さ ・ 9.5mm ・ （ ） 合板又はせっこうボードの塗装 ・ 行う ・ 行わない 仮設扉 設置箇所 ・ 図示（図面番号： ） 仕様 ・ 合板張り木製扉 ・ （ ）																																			
	5 監督員事務所 (2.4.1)	・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する 監督員事務所の規模（単位：㎡）																																			
		<table><tr><td>適用</td><td>規模</td><td>10程度</td><td>20程度</td><td>35程度</td><td>65程度</td><td>100程度</td></tr></table> 監督員事務所の仕上げ	適用	規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																												
	適用	規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																														
		<table><tr><td>部 位 等</td><td>仕 上 げ</td></tr><tr><td>床</td><td>合板張り又はビニール床シート張り</td></tr><tr><td>内壁・天井</td><td>合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り</td></tr><tr><td>屋根</td><td>鉄骨鉄筋鉄めっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り</td></tr></table>	部 位 等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り	屋根	鉄骨鉄筋鉄めっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り																											
	部 位 等	仕 上 げ																																			
床	合板張り又はビニール床シート張り																																				
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り																																				
屋根	鉄骨鉄筋鉄めっき鋼板張り、又は鉄板張り、鋼合ペイント塗り																																				
6 監督員事務所の 設備、備品等 (2.4.1)(2)(7)	<table><tr><td>種類</td><td>机・いす</td><td>書棚</td><td>黒板・白板</td><td>掛時計</td><td>温度計</td></tr><tr><td>数量</td><td>個</td><td>個</td><td>台</td><td>個</td><td>個</td></tr><tr><td>種類</td><td>長靴</td><td>雨合羽</td><td>保護帽</td><td>懐中電灯</td><td>衣類ロッカー</td></tr><tr><td>数量</td><td>足</td><td>着</td><td>着</td><td>個</td><td>個</td></tr><tr><td>種類</td><td>消火器</td><td>掃除機</td><td>発注者加入電話 FAX</td><td>冷暖房機器</td><td>インターネット</td></tr><tr><td>数量</td><td>個</td><td>個</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr></table>	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	個	個	台	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	着	個	個	種類	消火器	掃除機	発注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																
数量	個	個	台	個	個																																
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																
数量	足	着	着	個	個																																
種類	消火器	掃除機	発注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																
数量	個	個	台	台	台																																
⑦ 仮設使用	構内既存の施設 ・ 利用できる ☒ 利用できない																																				
⑧ 工事用水	構内既存の施設 ☒ 利用できる（ ☒ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない																																				

	⑨ 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる（ ○ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。
	⑩ 交通誘導警備員	配置 ○ 図示（図面番号： A-03）

3 内 装 改 修 工 事	1 一般事項 (6.1.3)(2)	既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲 <table><tr><td>改修部分</td><td>改 修 範 囲</td></tr><tr><td>・ 天井</td><td>・ 図示</td></tr><tr><td>・ 壁</td><td>・ 図示</td></tr><tr><td>・ 床</td><td>・ 図示</td></tr></table>	改修部分	改 修 範 囲	・ 天井	・ 図示	・ 壁	・ 図示	・ 床	・ 図示																												
	改修部分	改 修 範 囲																																				
	・ 天井	・ 図示																																				
	・ 壁	・ 図示																																				
	・ 床	・ 図示																																				
	(6.1.3)(3)	天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ・ 図示																																				
	(6.1.3)(5)	天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・ 図示																																				
	2 既存床撤去、下地補修 (6.2.2)(1)(7)	既存床仕上げ材の除去等 汚き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ・ 行う ・ 行わない																																				
	(6.2.2)(1)(4)	合成樹脂張り床材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法																																				
	(6.2.2)(3)	改修後の床の清掃範囲 ・ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲 ・ （ ）																																				
	3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)	既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法 ・ （ ）																																				
	4 木下地等 (6.5.1)(3) (表6.5.1) (6.5.2)(1)(4) (表6.5.3)	表面仕上げ 壊城加工 ・ A種 ・ B種 ・ C種 手加工 ・ H－A種 ・ H－B種 ・ H－C種 木材の含水率（工事現場搬入時、質量比） <table><tr><td>部材名称</td><td>種 別</td></tr><tr><td>下地材</td><td>・ A種 ・ B種</td></tr><tr><td>造作材</td><td>・ A種 ・ B種</td></tr></table>	部材名称	種 別	下地材	・ A種 ・ B種	造作材	・ A種 ・ B種																														
	部材名称	種 別																																				
	下地材	・ A種 ・ B種																																				
	造作材	・ A種 ・ B種																																				
	(6.5.2)(2)(7)	製材 「製材の日本農林規格」による製材 <table><tr><th>部位</th><th>樹種・寸法・形状</th><th>等級</th><th>含水率</th><th>保存処理</th><th>材面の品質</th></tr><tr><td>下地用</td><td>・ 図示</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td></tr><tr><td>針葉樹製材</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td></tr><tr><td>造作用</td><td>・ 図示</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td></tr><tr><td>針葉樹製材</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td></tr><tr><td>広葉樹製材</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td></tr></table>	部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質	下地用	・ 図示	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	針葉樹製材	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	造作用	・ 図示	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	針葉樹製材	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	広葉樹製材	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）
	部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質																																
	下地用	・ 図示	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）																																
	針葉樹製材	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）																																
	造作用	・ 図示	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）																																
針葉樹製材	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）																																	
広葉樹製材	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）	・ （ ）																																	
(6.5.2)(2)(4) (6.5.2)(2)(9) (表6.5.4)	「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率 ・ 図示（図面番号： ） 造作材の材面の品質 ・ A種 ・ （ ） 樹種 <table><tr><th>部 位</th><th>樹 種</th><th>原 産 材</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	部 位	樹 種	原 産 材																																		
部 位	樹 種	原 産 材																																				
(6.5.2)(3)(7)	造作用集成材 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 <table><tr><th>部 位</th><th>品 名 ・ 樹 種</th><th>見付け材面の寸法・品質・数</th><th>厚さ</th></tr><tr><td>造作用集成材</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td></td></tr><tr><td>化粧ばり造作用</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ （ ）</td></tr><tr><td>集成材</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ （ ）</td></tr><tr><td>化粧ばり構造用</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ （ ）</td></tr><tr><td>造作用集成柱</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ （ ）</td></tr></table> ※三重県産材を使用すること。	部 位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ	造作用集成材	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）		化粧ばり造作用	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）	集成材	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）	化粧ばり構造用	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）	造作用集成柱	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）													
部 位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ																																			
造作用集成材	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）																																				
化粧ばり造作用	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）																																			
集成材	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）																																			
化粧ばり構造用	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）																																			
造作用集成柱	・ 図示（図面番号： ）	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）																																			
(6.5.2)(3)(4)	「集成材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 含水率 ・ 1.5％以下 ・ （ ）																																					
(6.5.2)(4)(7)	造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材 <table><tr><th>部位</th><th>品名・寸法</th><th>表面の品質</th><th>防虫処理</th></tr><tr><td>造作用単板積層材</td><td>・ 図示（図面番号： ）</td><td>・ （ ）</td><td>・ （ ）</td></tr></table>	部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理	造作用単板積層材	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）	・ （ ）																													
部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理																																			
造作用単板積層材	・ 図示（図面番号： ）	・ （ ）	・ （ ）																																			
(6.5.2)(4)(4)	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質、防虫処理 ・ 図示（図面番号： ） 含水率 ・ 1.4％以下 ・ （ ）																																					
(6.5.2)(5)	「直文集成板の日本農林規格」による直文集成板 品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法 ・ 図示（図面番号： ）																																					
(6.5.2)(6)	・ 合板等 <table><tr><th>品名（品目）</th><th>樹種名</th><th>検査の程度</th><th>等級</th><th>板面の品質</th><th>防虫処理等</th><th>厚さ</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	品名（品目）	樹種名	検査の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ																														
品名（品目）	樹種名	検査の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ																																
(6.5.3)(1)	接合具等 造作材化粧面の釘打ち ・ 隠し釘打ち ・ （ ）																																					
(6.5.3)(2)	諸金物 形状、寸法及び材質 ・ 図示（図面番号： ）																																					
(6.5.5)(1)	・ 防虫、防蟻処理 適用部位 図示（図面番号： ） 保存処理性能区分（ ） 薬剤の散布等の処理方法（ ） 附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤 ・ 適用する（ ・ 薬剤の種類（ ） ・ 適用部材（ ）） ボード原料接着剤への防虫・防蟻処理（ ）																																					
(6.5.5)(2)	・ 防虫処理 ・ 図示（図面番号： ）																																					

特 記				工事名	美旗市民センターロビーほか空調設備改修工事			 1級建築士事務所 登録（三重1－1987号） 〒518－0775 三重県名張市希央台5番町109番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認		管理建築士	印						
				図名	改修工事特記仕様書 1		縮尺		—		図面番号	A－01		田中 西尾 安井 1級 256630号				
													図面提出日		2024/07/31		監査 敬司	宣室





—凡例—

→ 資材搬入・搬出ルート

敷き鉄板22mm範囲を示す（3048×1524 4枚）

交通誘導員B位置を示す。（延べ4人程度）
※資材搬出入時には交通誘導員を配置すること。

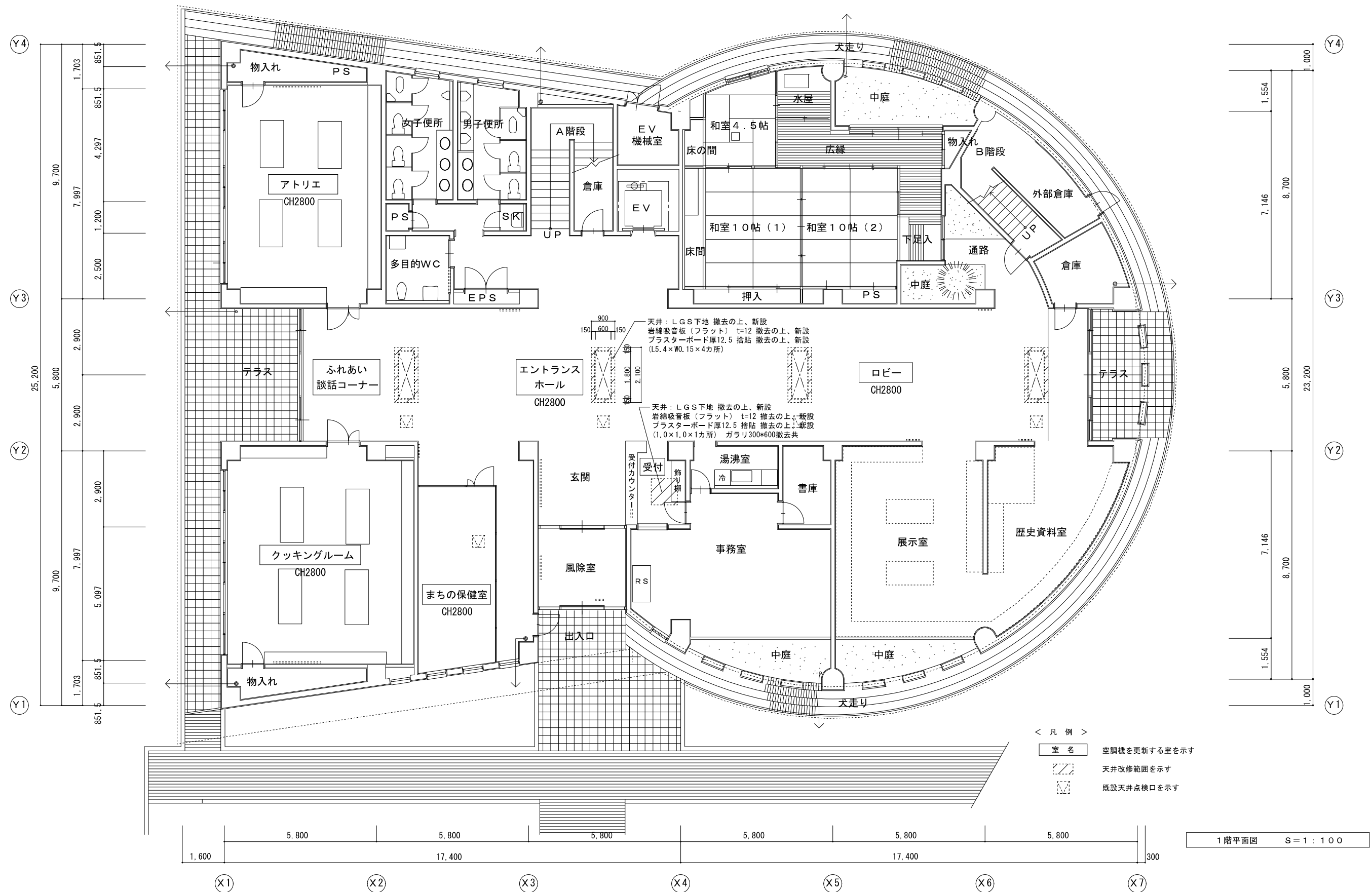
A型 A型バリアード（錐付き）（22m）

ラフタークレーン 50t 2日

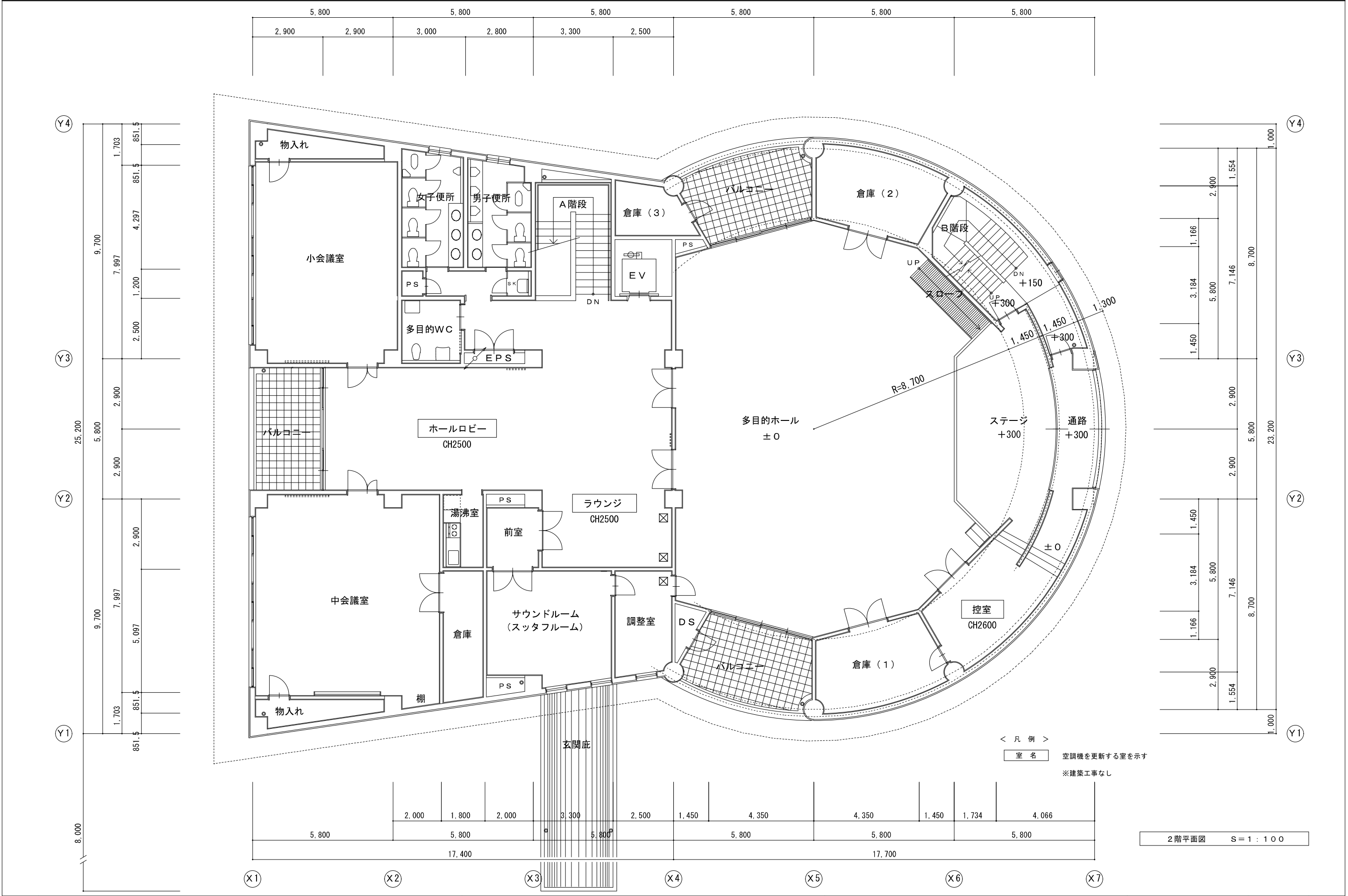
—留意事項—

※1）工事車両は敷地内では最徐行で通行すること。
※2）工事期間中、常時施設が利用できるように配慮し、利用者の動線を確保すること。
※3）工事期間中、施設利用者が安全に利用できるように配慮し、利用者が多い時間帯は搬入・搬出を控えること。
※4）工程計画及び仮設計画、作業員の駐車スペースについては、施設側と十分に調整を行った上で進めること。
※5）必要に応じて適切な路面等の養生を行うこと。
※6）工事関係者以外が工事エリアに侵入できないように配慮する事。
※7）本仮設参考図に記載された仮設備等は発注側の積算上の考え方を示したものであって、施工条件として指定したものではないので、施工者の責任のもとに十分検討の上施工するものとする。
※8）搬入出時、適宜クレーンを利用すること。
※9）大型車両通行時には、交通誘導警備員を配置し施設出入口から工事区域出入口まで誘導すること。

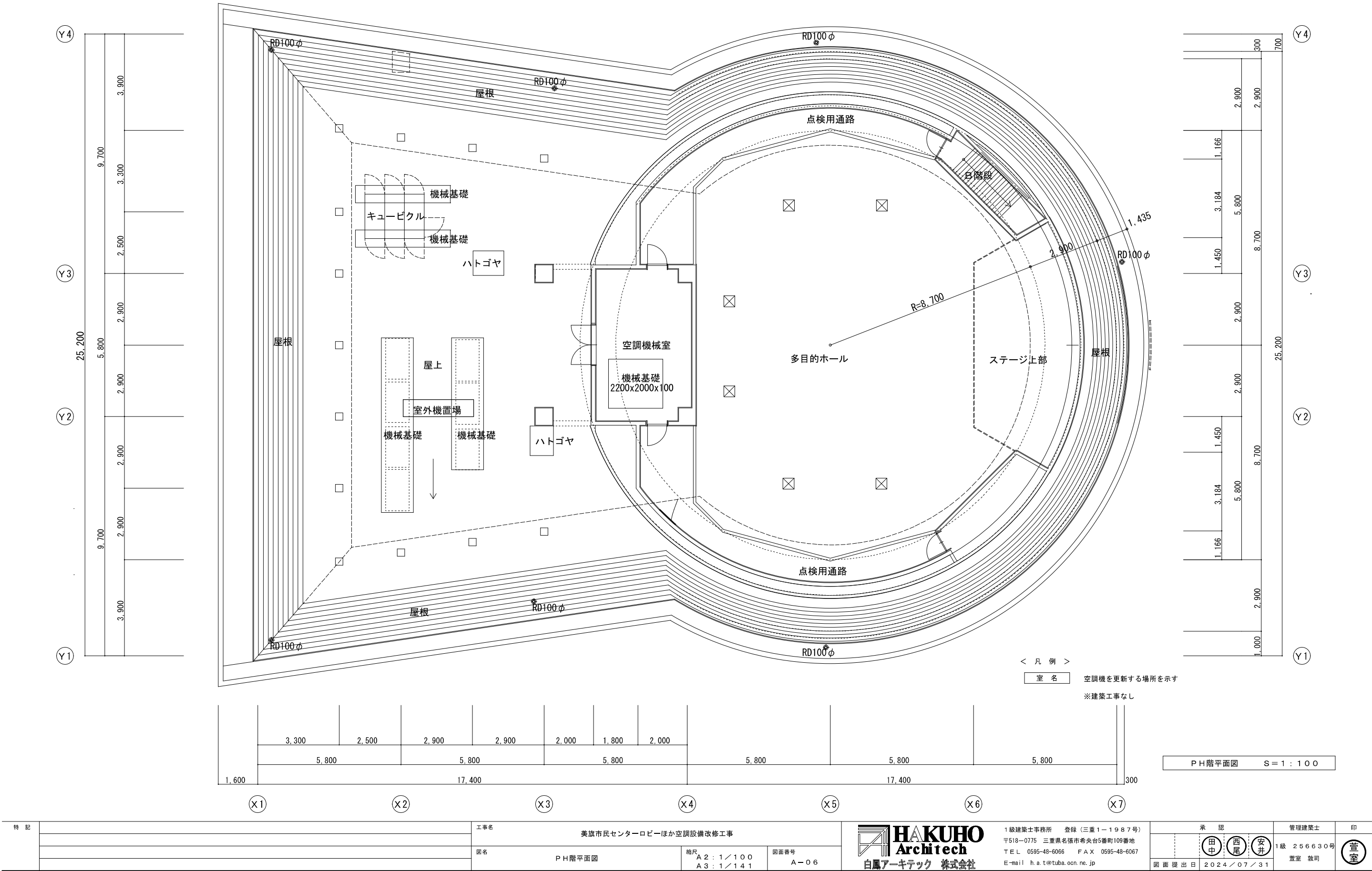
特 記			工事名		 1級建築士事務所 登録（三重1ー1987号） 〒518ー0775 三重県名張市希央台5番町109番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認		管理建築士	印	
			美旗市民センターロビーほか空調設備改修工事				田中 西尾 安井	1級 256630号	萱室	
			図名	配置図		縮尺 A2：1／200 A3：1／282	図面番号 Aー03			
								図面提出日	2024／07／31	萱室 敬司

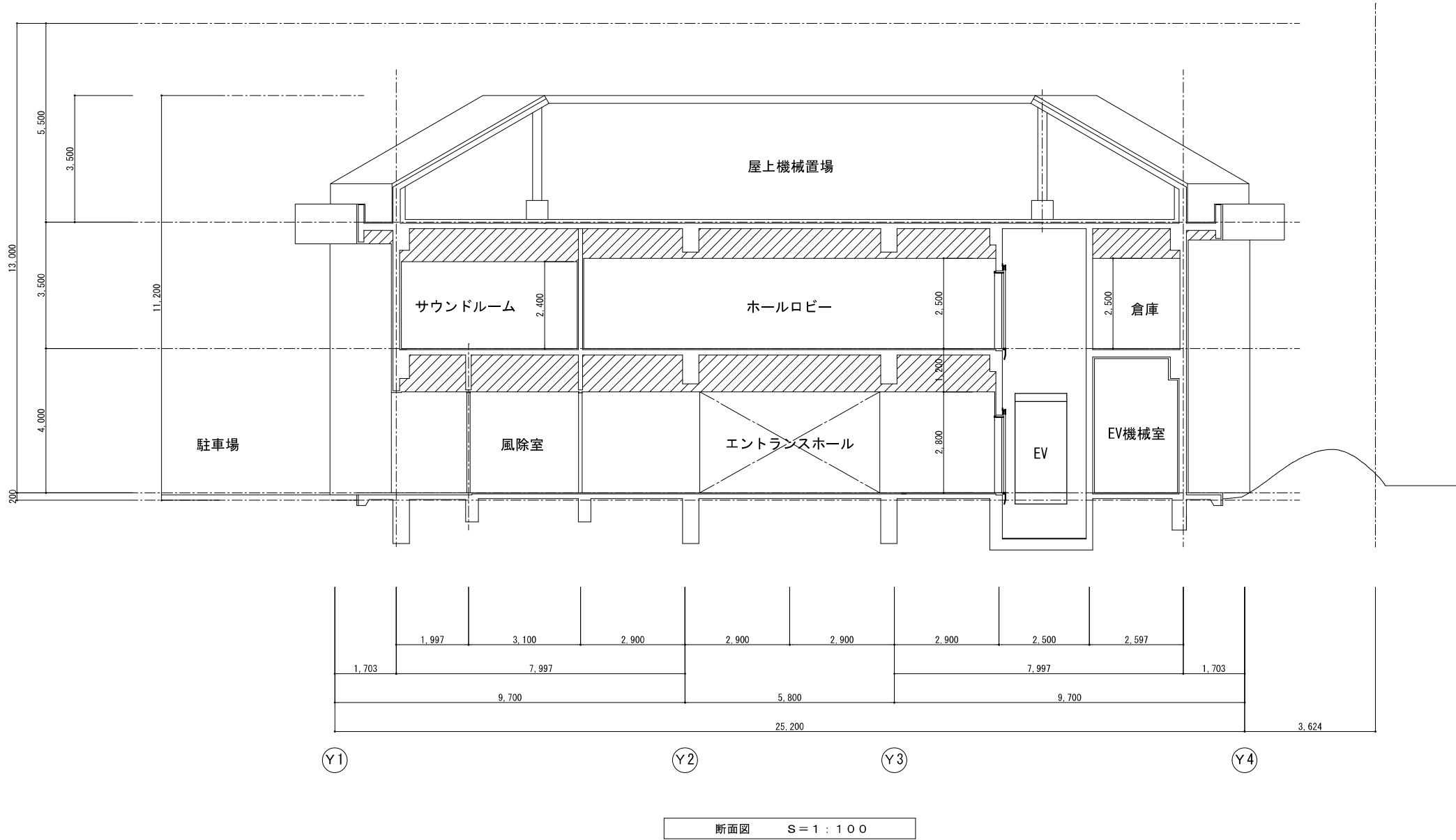


特 記			工事名		
-----	--	--	-----	--	--



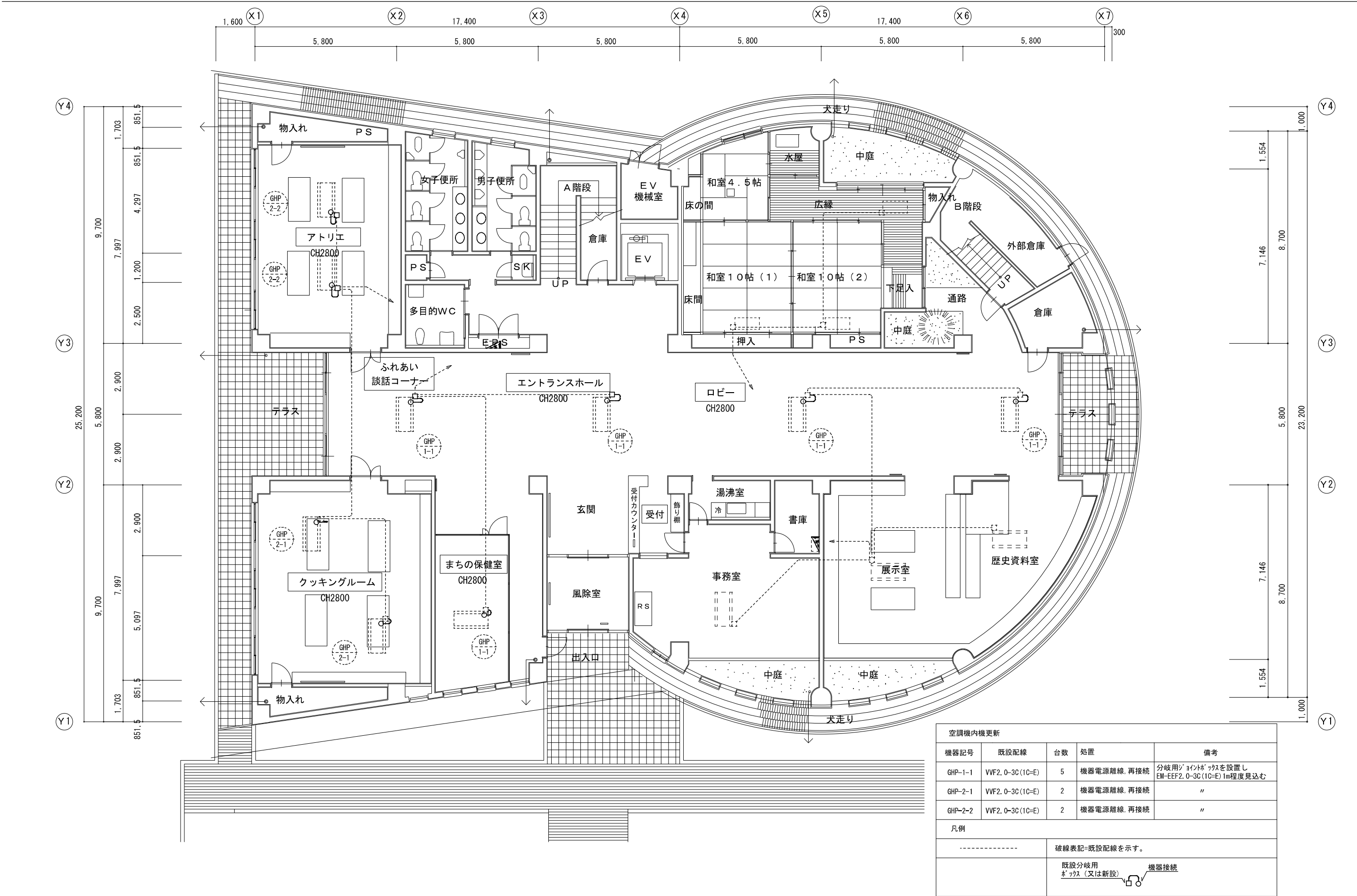
特 記	工事名			HAKUHO Architech 白鳳アーキテック 株式会社	1級建築士事務所 登録(三重1-1987号)		承認			管理建築士		印
	美旗市民センターロビーほか空調設備改修工事				〒518-0775 三重県名張市希央台5番町109番地		田中 西尾 安井			1級 256630号		
	図名				TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067		図面提出日			蓋室 敬司		
	2階平面図				E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp		2024/07/31					
	縮尺											
	A2: 1/100											
	A3: 1/141											
	図面番号											
	A-05											



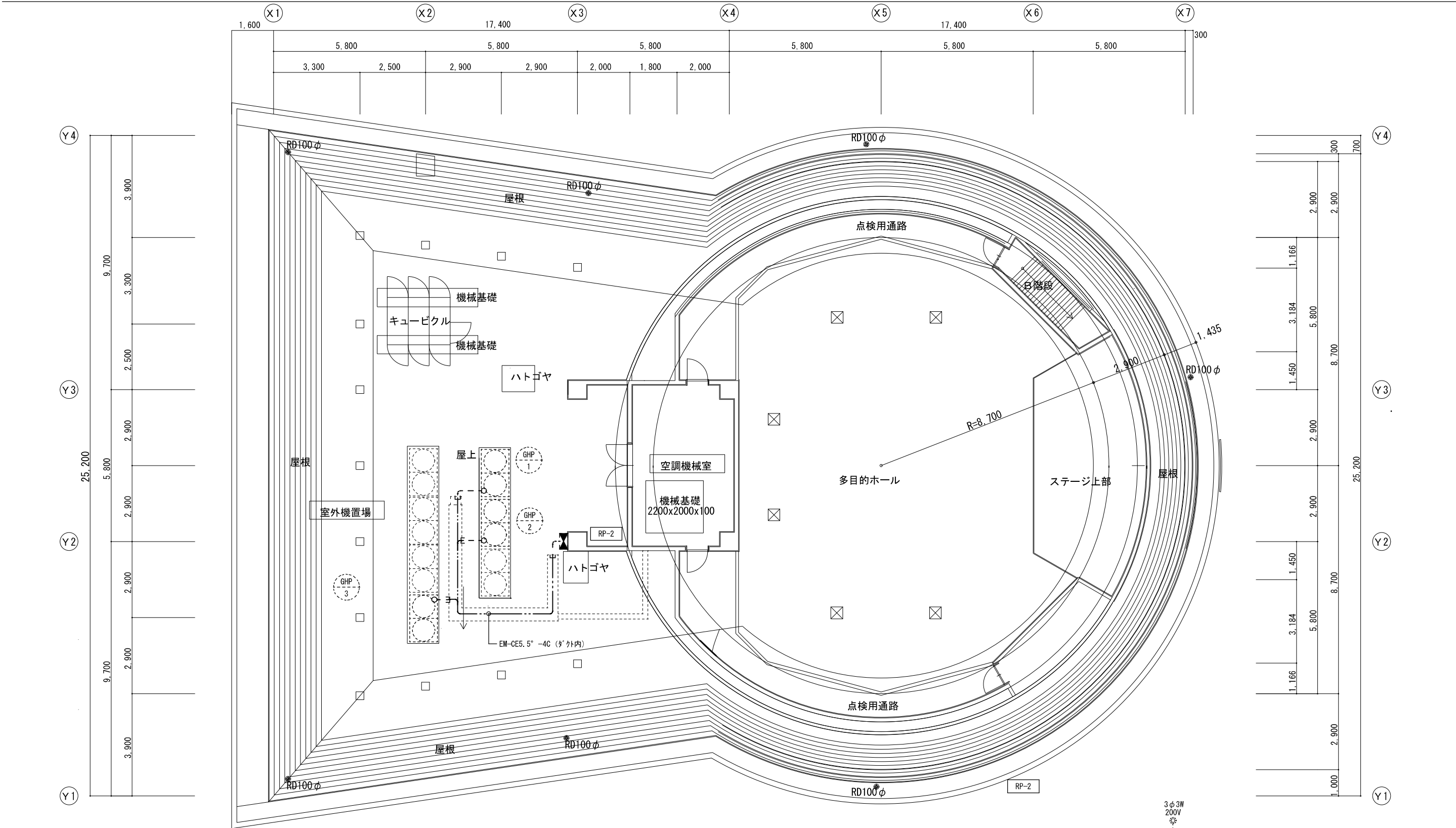


特 記	工事名		 1級建築士事務所 登録(三重1-1987号) 〒518-0775 三重県名張市希央台5番町109番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認		管理建築士	印
	美旗市民センターロビーほか空調設備改修工事			1級 256630号	萱室 敬司	萱室	
	図名	縮尺					図面番号
	断面図	A2: 1/100 A3: 1/141					A-07
図面提出日		2024/07/31					

電気設備工事特記仕様書			15 再使用機器	＊ なし	・ 清掃後、絶縁抵抗を測定する。	② 機材の品質	本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能の他、通常有するべき品質を確認できる機材の試験結果報告書を提出すること。 なお、JIS等規格品においては省略することができ。	構内配電線路	1 配線方式 2 地中線路の余長 3 地中線保護材料 4 電柱等立上り部 5 高圧気中開閉器 6 装柱器材 7 外灯接地 8 外灯の点滅方式 9 土工事	・ 地中管路式 ・ 架空線式 ・ マンホール、ハンドホール内でケーブルの余長を見込む。 ・ 波付硬質合成樹脂管（FEP） ・ 耐衝撃性硬質ビニル管（HIVE） ・ ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管（GLT） ・ 耐衝撃性硬質ビニル管（HIVE） ・ 耐塩害 ・ 地絡保護 ・ 過電流地絡保護 ・ 通電流方向性地絡保護 ・ 一般型 ・ 耐塩型（ケーブル末端処理材共） ・ 単独 ・ 共用（ケーブル1芯線使用） ・ 自動（タイマー ・ 光電式自動点滅器） ・ 埋設深さ（ 1.2m以上 0.9m以上 0.6m以上 0.3m以上） ・ 埋設配管、埋戻しの際30cm毎に転圧すること。
I. 工事概要			16 完成図書等	＊ なし 工事完成後速やかに提出すること。提出書類はA版とする。 ＊ 完成図書 2部（ファイル綴じ） 1. 機器取扱い説明書 2. 主要機器図、製作図 3. 機器性能試験成績書 4. 官公署届出書類写し 5. 監督職員の指示ある書類 ＊ 竣工図（設計図データの修正図） 1. 製本（＊原設計サイズ（3部） ＊A3縮小版（4部）） 2. 原図（＊原設計サイズ ・A3縮小版）のトレーシングペーパーを1部 3. CADデータ（.dwg形式、.dxf形式 又は .jww形式 ）のCDを1部 ＊ 施工図 1. 製本（＊原設計サイズ（2部） ・A3縮小版） 2. CADデータ（.dwg形式、.dxf形式 又は .jww形式 ）のCDを1部	＊ 竣工図（設計図データの修正図） 1. 製本（＊原設計サイズ（3部） ＊A3縮小版（4部）） 2. 原図（＊原設計サイズ ・A3縮小版）のトレーシングペーパーを1部 3. CADデータ（.dwg形式、.dxf形式 又は .jww形式 ）のCDを1部 ＊ 施工図 1. 製本（＊原設計サイズ（2部） ・A3縮小版） 2. CADデータ（.dwg形式、.dxf形式 又は .jww形式 ）のCDを1部		④ 環境への配慮	1) 合板、木質系70-リング、構造用バネ、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、377樹脂、仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びフェノールを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は70%酸ジ-n-ブチル及び70%酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難燃発性の可燃剤を使用し、ホルムアルデヒド、H2O、フェノール、フェノールを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、H2O、フェノール、フェノールを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 5) 1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 規制対象外 ①JIS及びJASの☆☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用	1) 合板、木質系70-リング、構造用バネ、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建築材、377樹脂、仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びフェノールを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は70%酸ジ-n-ブチル及び70%酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難燃発性の可燃剤を使用し、ホルムアルデヒド、H2O、フェノール、フェノールを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、H2O、フェノール、フェノールを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 5) 1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 規制対象外 ①JIS及びJASの☆☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用	
3. 工事種別（○印のあるものを適用する）			17 機材等	・ 受変電設備線の鍵は（ 200番 ・ タキゲンA-310-1 or 3）とする。 ・ 受変電設備を除く鍵の鍵は（ 200番 ・ タキゲンA-310-1 or 3）とする。 ・ 屋外及び高圧多量箇所等電気盤はSUS製とする。 ・ 電気盤、機器及び配管等の塗装は（ 有 箇所は図示による ） 無し） ・ 電気盤、機器及び配管等の塗装色は、監督職員の指示による。 ・ 屋内施工で使用する塗料は☆☆☆☆とする。 ・ 配線器具の位置ボックスは大角型とし、スイッチは（ ネーム無 ・ ネーム付）とする。 ・ 配線器具のプレートは、図示なき場合一般は新金型製、和室は樹脂製とする。 ・ フロアボックスのプレートは（ アルミダイカスト製 ・ 銅合金製）とする。 ・ 配管の使用区分は図示なき場合次による。 屋内幹線（隠蔽、打込み） …E 屋内幹線（露出） …C 屋外（地中） …F 屋外（露出） …G、HIVE 屋外（立上り） …PEG、HIVE H・H～壁 …FEP、HIVE 屋内分岐（隠蔽、打込み） …P 屋内分岐（露出） …CP、メタルモール 屋内分岐（多連） …HIVE	25 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中のホルムアルデヒド、H2O、フェノール、フェノール濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定は、パッシブ型採集器により行う。 ・ 測定しない ・ 測定する ・ 図示 測定時期、測定対象室、測定値所数					
II. 工事仕様			18 あと施工アンカー	・ 屋内多量箇所の支持材はSUS製とする。 ・ 屋外支持材はSUS製とする。 ・ 露出配管をサドル止めする場合は両サドルとする。 ・ マンホール、ハンドホール、ブルボックス、室内及びその他要所のケーブルには、合成樹脂製またはファイバ製の表示札、表示シート等を取り付け、回路の種類、行先等を表示する。 ・ 機器を塗装しないボックス等には用途表示を行う。 ・ スリーブ施工において外壁の地中部分等水密を要する部分については、スリーブ用止水リングを使用した塩ビ管で施工してもよい。 ・ 建物の仕上げ及び性能に係わる部分の施工については、専門業者で行うものとする。 ・ あと施工アンカー・連続縦横補強設計・施工指針による。	アンカーの試験方法 ＊ 目視検査 ＊ 接点検査 ＊ 打音検査 ＊ 非破壊試験 ＊ 破壊試験 アンカーの試験本数 ・ ※※本 ・ 全体の0.5% ・ 各径につき1ロット3本以上					
分類			19 金属製電線管の塗装・仕上げ	金属製電線管の塗装は下記による。 ・ 屋内 ・ 屋外 ・ 図示 ・ なし	20 スリーブ スリーブの径は、原則として、管の外径(保温厚含む)より4.0mm程度大きなものとする。 下記の場合以外は、亜鉛鉄板、又は付鋼管、又は鋼管(SGP-白)とする。 ・ 外壁の地中部分等、水密を要する部分 付ば付鋼管、防水鉄板管 又はゴム止水水材 ビニル管（VU） ・ 地中部分で、水密を要しない部分 ・ 柱及び梁以外で、開口補強が不要、かつφ200以下の部分 紙製仮枠可能 ・ 既存の有筋コンクリート床、壁等にダイヤモンドカッターを用いて穴あけを行う場合は事前に走査式埋設物調査を行い監督職員に報告すること。 ・ 配管の支持間隔は、次による。					
共通事項			21 支持間隔	種類 金属管 合成樹脂管 可とう電線管 ケブブラック（鋼製） ケブブラック（その他） 金属線び（1種） 金属線び（2種）	支持間隔 2.0m以下 1.0m以下 1.0m以下 2.0m以下 1.5m以下 1.0m以下 1.5m以下	備考 — 接続点のそれぞれの近くの箇所（0.3m程度）に設けること。 直轄部以外の接続については接続点及びケーブル端部の近くの箇所（0.3m程度）に設けること。 絶縁接続部の両側、付属品の接続部及び絶縁部端部に近い箇所（0.3m程度）に設けること。				
22 耐震施工			23 耐震クラスの適用	耐震クラス S A B	特定の施設 受変電設備、無停電装置 直流電源装置、発電設備 その他一般設備	一般の施設 — 受変電設備、無停電装置 直流電源装置、発電設備 その他一般設備				
特記			24 耐震クラスの適用	耐震クラス S A B	特定の施設 受変電設備、無停電装置 直流電源装置、発電設備 その他一般設備	一般の施設 — 受変電設備、無停電装置 直流電源装置、発電設備 その他一般設備				
特記			25 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、H2O、フェノール、フェノール濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定は、パッシブ型採集器により行う。 ・ 測定しない ・ 測定する ・ 図示 測定時期、測定対象室、測定値所数	26 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中のホルムアルデヒド、H2O、フェノール、フェノール濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定は、パッシブ型採集器により行う。 ・ 測定しない ・ 測定する ・ 図示 測定時期、測定対象室、測定値所数					
特記			27 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、H2O、フェノール、フェノール濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定は、パッシブ型採集器により行う。 ・ 測定しない ・ 測定する ・ 図示 測定時期、測定対象室、測定値所数						



空調機内機更新				
機器記号	既設配線	台数	処置	備考
GHP-1-1	VVF2. 0-3C (1C=E)	5	機器電源離線. 再接続	分岐用ジョイントボックスを設置し EM-EF2. 0-3C (1C=E) 1m程度見込む
GHP-2-1	VVF2. 0-3C (1C=E)	2	機器電源離線. 再接続	"
GHP-2-2	VVF2. 0-3C (1C=E)	2	機器電源離線. 再接続	"
凡例				
-----			破線表記=既設配線を示す。	
			既設分岐用ボックス (又は新設) 機器接続	



空調機更新				
機器記号	既設配線	処置	更新後配線サイズ	備考
GHP-1	CV5.5°-4C (冷媒共巻)	撤去	EM-CE5.5°-4C (G28)	ダクト内配線 露出部のみ配管
GHP-2	CV5.5°-4C (冷媒共巻)	撤去	EM-CE5.5°-4C (G28)	ダクト内配線 露出部のみ配管
GHP-3	CV5.5°-4C (冷媒共巻)	撤去	EM-CE5.5°-4C (G28)	ダクト内配線 露出部のみ配管
				露出配管塗装のこと。

負荷名称	ELCB3P AF/AT	番号
空調機 GHP-5	50/30	1
空調機 GHP-3	50/30	3
空調機 GHP-1	50/30	5
空調機 GHP-6	50/30	7

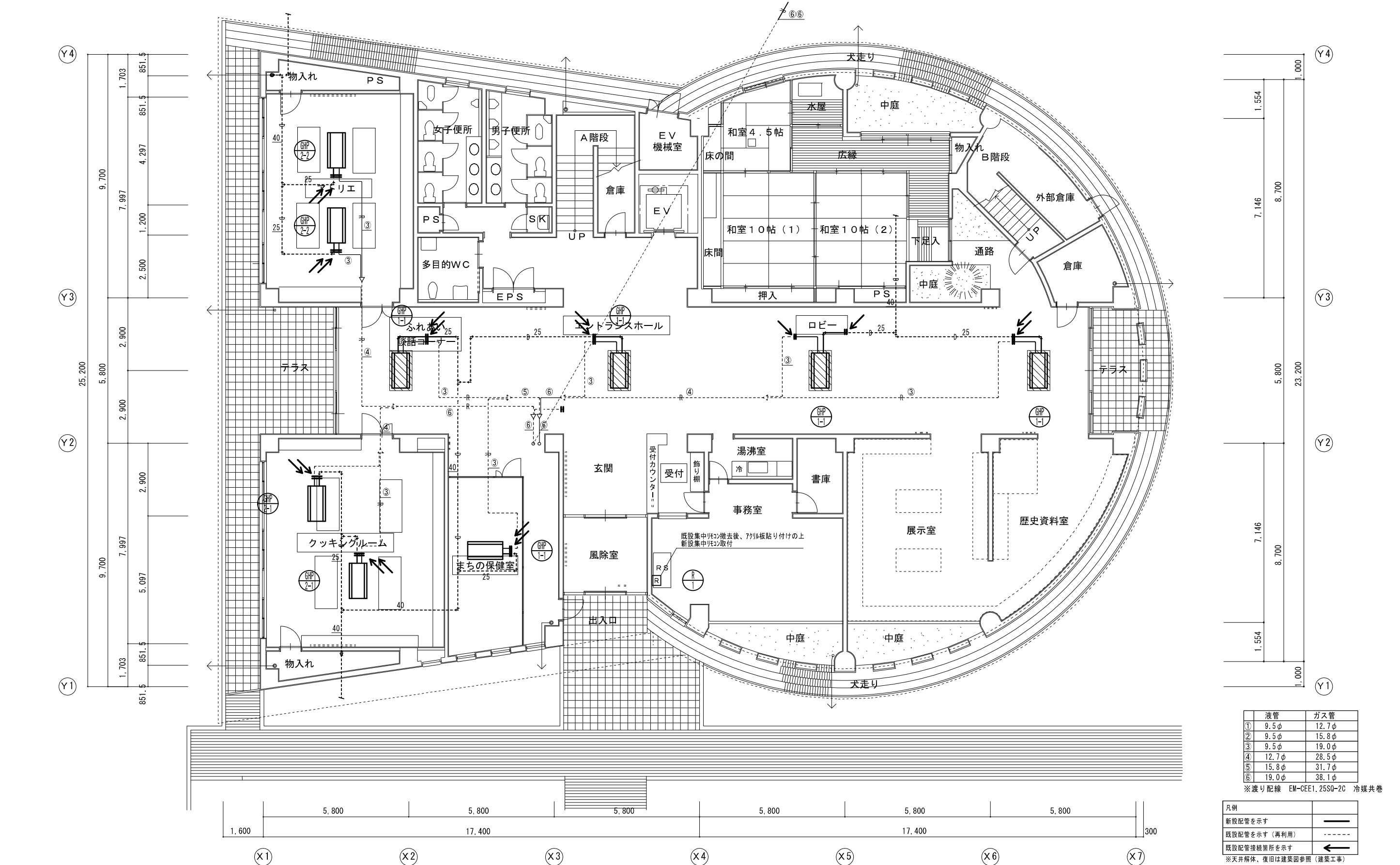
番号	ELCB3P AF/AT	負荷名称
2	50/30	空調機 GHP-2
4	50/30	空調機 GHP-4
6	50/30	空調機 GHP-6

空調機器表（新設）

機器番号	機器名称 参考型番	形 式 ・ 仕 様	電 気 容 量			台数	設置場所及び備考
			電源	圧縮機	消費電力		
			(V)	(KW)	(KW)		
GHP-1	ガーストボンプエアコン	形 式 屋外機	3-200	---	冷 1.24	1	PH階
	U-GH560U1DR	冷房能力 56.0 kW 燃焼消費量 45.3 kW			暖 0.74		※冷媒配管洗浄再利用
	YNZP-560L1DB	暖房能力 63.0 kW 燃焼消費量 43.3 kW					参考重量 795kg
	GXUBP-560G	付属品 他一式共					
		基 礎 防振架台、既設コンクリート基礎（再利用）					
GHP-1-1	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 0.125	5	1階ふれあい談話コーナー
	S-G112LU1	冷房能力 11.2（―～―） kW			暖 0.09		1階エントランスホール、ロビー
	HWGP-112K2	暖房能力 13.2（―～―） kW			低温―		1階まちの保健室
	FGXCP-112EA	付属品 リモコン×1（まちの保健室）					参考重量 39kg/台
		付属品 ワイヤードリモコン、他一式共					
GHP-2	ガーストボンプエアコン	形 式 屋外機	3-200	---	冷 1.24	1	PH階
	U-GH560U1DR	冷房能力 56.0 kW 燃焼消費量 45.3 kW			暖 0.74		※冷媒配管洗浄再利用
	YNZP-560L1DB	暖房能力 63.0 kW 燃焼消費量 43.3 kW					参考重量 795kg
	GXUBP-560G	付属品 他一式共					
		基 礎 防振架台、既設コンクリート基礎（再利用）					
GHP-2-1	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 0.23	2	1階ケキنگルーム
	S-G160LU1	冷房能力 16.0（―～―） kW			暖 0.20		参考重量 39kg/台
	HWGP-160K2	暖房能力 19.0（―～―） kW			低温―		
	FGXCP-160EA	付属品 リモコン×3、ワイヤードリモコン、他一式共					
GHP-2-2	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 0.125	2	1階7トリエ
	S-G112LU1	冷房能力 11.2（―～―） kW			暖 0.09		参考重量 39kg/台
	HWGP-112K2	暖房能力 13.2（―～―） kW			低温―		
	FGXCP-112EA	付属品 リモコン×3、ワイヤードリモコン、他一式共					
GHP-3	ガーストボンプエアコン	形 式 屋外機	3-200	---	冷 0.65	1	PH階
	U-GH355U1DR	冷房能力 35.5 kW 燃焼消費量 32.0 kW			暖 0.45		※冷媒配管洗浄再利用
	YNZP-355L1NB	暖房能力 40.0 kW 燃焼消費量 28.9 kW					参考重量 625kg
	GYBP-335G	付属品 他一式共					
		基 礎 防振架台、既設コンクリート基礎（再利用）					
GHP-3-1	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 0.125	2	2階ホール、ロビー
	S-G112LU1	冷房能力 11.2（―～―） kW			暖 0.09		参考重量 39kg/台
	HWGP-112K2	暖房能力 13.2（―～―） kW			低温―		
	FGXCP-112EA	付属品 リモコン×3、ワイヤードリモコン、他一式共					
GHP-3-2	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 0.025	1	2階リソング
	S-G28LU1	冷房能力 2.8（―～―） kW			暖 0.025		参考重量 23kg/台
	HWGP-28K2	暖房能力 3.4（―～―） kW			低温―		
	FGXCP-28EA	付属品 リモコン×3、ワイヤードリモコン、他一式共					
GHP-3-3	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 0.025	1	2階控室
	S-G45LU1	冷房能力 4.5（―～―） kW			暖 0.025		参考重量 25kg/台
	HWGP-45K2	暖房能力 5.3（―～―） kW			低温―		
	FGXCP-45EA	付属品 リモコン×3、ワイヤードリモコン、他一式共					
R-1	集中リモコン	形 式 液晶リモコン：最多16系統256台	1-100			1	1階事務所
		※今回更新空調機及び、既設空調の調整・再設定を行う事					
注記		※室外機一室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とし、リモコン配線共本工事とする。 消費電力は参考とする。 ※室外機基礎に用いるケミカルアンカーについては、「建築設備耐震設計施工指針」に基づいた施工を行う事。又、引抜試験（第三者）を行う事。					

空調機器表（既設）

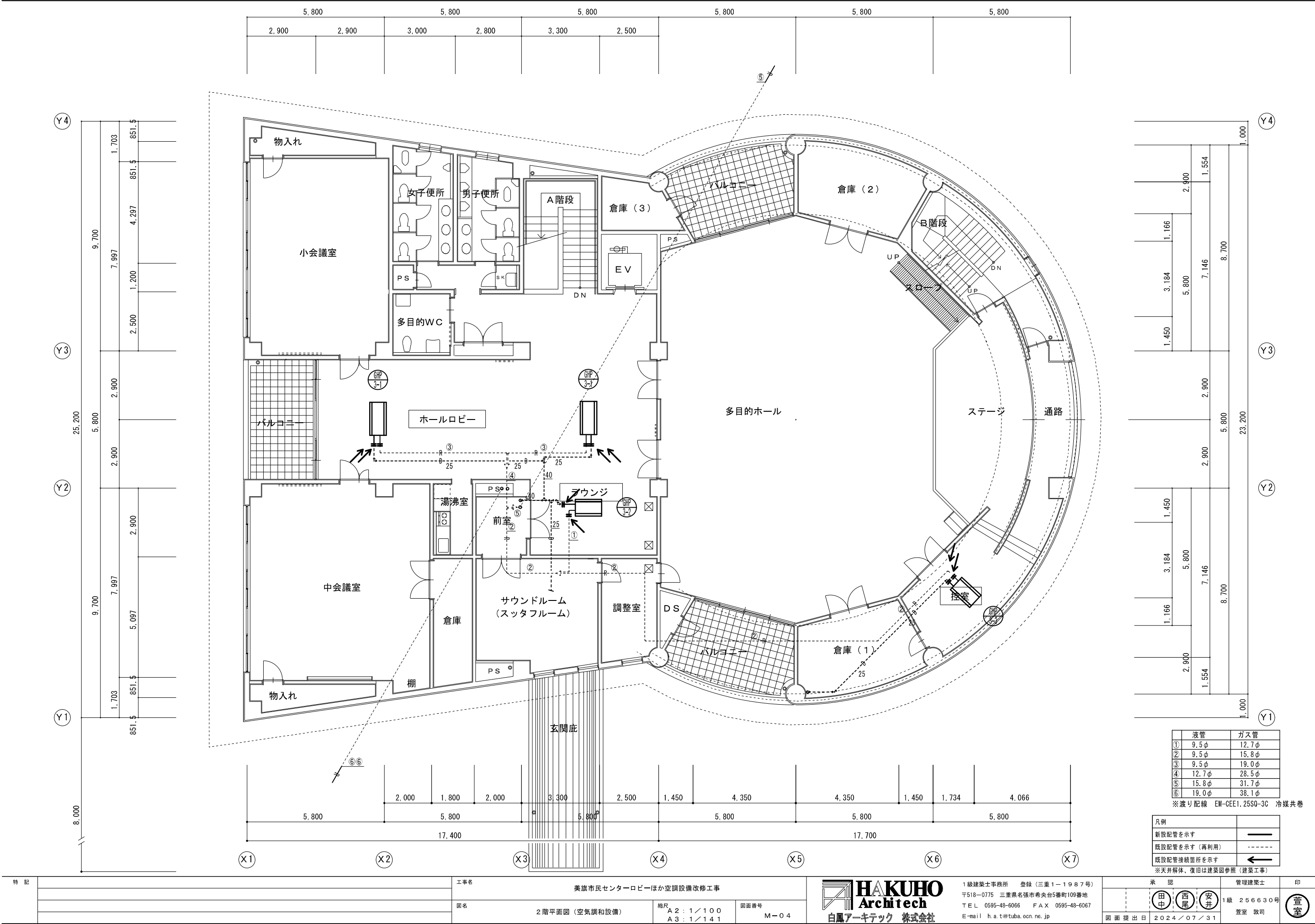
機器番号	機器名称 参考型番	形 式 ・ 仕 様	電 気 容 量			台数	設置場所及び備考
			電源	圧縮機	消費電力		
			(V)	(KW)	(KW)		
KGHP-1	ガーストボンプエアコン	形 式 屋外機	3-200	---	冷 ――	1	PH階
	SGP-CH560G1C	冷房能力 56.0 kW 燃焼消費量 45.3 kW			暖 ――		※冷媒回収・破壊処理を行う事
	※撤去	暖房能力 63.0 kW 燃焼消費量 43.3 kW					参考重量 705kg
		付属品 他一式共					
		基 礎 コンクリート基礎（残置）					
KGHP-1-1	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 ――	5	1階ふれあい談話コーナー
	SGP-SSH112G1	冷房能力 11.2（―～―） kW			暖 ――		1階エントランスホール、ロビー
	※撤去	暖房能力 13.2（―～―） kW			低温―		1階まちの保健室
		付属品 リモコン、他一式共					参考重量 41kg/台
KGHP-2	ガーストボンプエアコン	形 式 屋外機	3-200	---	冷 ――	1	PH階
	SGP-CH560G1C	冷房能力 56.0 kW 燃焼消費量 45.3 kW			暖 ――		※冷媒回収・破壊処理を行う事
	※撤去	暖房能力 63.0 kW 燃焼消費量 43.3 kW					参考重量 705kg
		付属品 他一式共					
		基 礎 コンクリート基礎（残置）					
KGHP-2-1	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 ――	2	1階ケキنگルーム
	SGP-SSH140G1	冷房能力 14.0（―～―） kW			暖 ――		参考重量 41kg/台
	※撤去	暖房能力 16.0（―～―） kW			低温―		
		付属品 リモコン、他一式共					
KGHP-2-2	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 ――	2	1階7トリエ
	SGP-SSH112G1	冷房能力 11.2（―～―） kW			暖 ――		参考重量 41kg/台
	※撤去	暖房能力 13.2（―～―） kW			低温―		
		付属品 リモコン、他一式共					
KGHP-3	ガーストボンプエアコン	形 式 屋外機	3-200	---	冷 ――	1	PH階
	SGP-CH335G1C	冷房能力 35.5 kW 燃焼消費量 32.0 kW			暖 ――		※冷媒回収・破壊処理を行う事
	※撤去	暖房能力 40.0 kW 燃焼消費量 28.9 kW					参考重量 495kg
		付属品 他一式共					
		基 礎 コンクリート基礎（残置）					
KGHP-3-1	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 ――	2	2階ホール、ロビー
	SGP-SSH112G1	冷房能力 11.2（―～―） kW			暖 ――		参考重量 41kg/台
	※撤去	暖房能力 13.2（―～―） kW			低温―		
		付属品 リモコン、他一式共					
KGHP-3-2	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 ――	1	2階リソング
	SGP-SSH28G1	冷房能力 2.8（―～―） kW			暖 ――		参考重量 23kg/台
	※撤去	暖房能力 3.4（―～―） kW			低温―		
		付属品 リモコン、他一式共					
KGHP-3-3	ガーストボンプエアコン	形 式 天井設置2方向	1-200	---	冷 ――	1	2階控室
	SGP-SSH45G1	冷房能力 4.5（―～―） kW			暖 ――		参考重量 23kg/台
	※撤去	暖房能力 5.3（―～―） kW			低温―		
		付属品 リモコン、他一式共					
KR-1	集中リモコン	形 式 液晶リモコン：最多16系統256台	1-100			1	1階事務所
	※撤去						
注記		※機器類は有価物処分を行う事					



	液管	ガス管
①	9.5φ	12.7φ
②	9.5φ	15.8φ
③	9.5φ	19.0φ
④	12.7φ	28.5φ
⑤	15.8φ	31.7φ
⑥	19.0φ	38.1φ

※渡り配線 EM-CFE1.25SQ-20 冷媒共巻

凡例	
新設配管を示す	——
既設配管を示す(再利用)	----
既設配管接続箇所を示す	←
※天井解体、復旧は建築図参照(建築工事)	



	液管	ガス管
①	9.5φ	12.7φ
②	9.5φ	15.8φ
③	9.5φ	19.0φ
④	12.7φ	28.5φ
⑤	15.8φ	31.7φ
⑥	19.0φ	38.1φ

※渡り配線 EM-CEE1.25SQ-3C 冷媒共巻

凡例	
新設配管を示す	——
既設配管を示す (再利用)	----
既設配管接続箇所を示す	←
※天井解体、復旧は建築図参照 (建築工事)	

